

令和5年度採用 会計年度任用職員（幼児教育職：5時間30分勤務）の募集について

長浜市では、幼児教育職パート職員として1日5時間30分勤務いただける会計年度任用職員を募集しています。

- 募集人員 5人
- 勤務場所 市内いずれかの市立幼稚園
※異動により保育園・認定こども園等に勤務場所が変わる可能性があります。
(応募する人が勤務場所を指定することはできません)
- 業務内容 園児の保育（保育準備、片付け、書類作成等）、保育に係る環境整備等
- 資格等 下記①、②のいずれかに該当する人

	必要な資格等	備考
①	保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得している人	・保育士登録が済んでいること ・教員免許状が失効している場合は、再授与手続きを行い、「教員免許状」の発行を受けていること。（再授与手続きがまだの場合、令和7年3月31日までに手続きを行うこと。期日までに取得できない場合、雇用期間は当該期日を越えて更新しません）
②	幼稚園教諭免許を取得している人で、令和7年3月31日までに保育士登録ができる人	・教員免許状が失効している場合は、再授与手続きを終え「教員免許状」の発行を受けていること ・令和7年3月31日までに保育士登録をすること（期日までに登録できない場合、雇用期間は当該期日を越えて更新しません）

勤務条件

- 任用期間 採用日から令和6年3月31日まで
- 勤務日 月～金曜日の週5日勤務
- 勤務時間 午前8時45分から午後2時45分
※園の状況により多少の違い有（1日 5時間30分勤務）
- 休日 土曜日・日曜日・祝日
- 休暇 年次有給休暇 あり ※任用開始時に付与（付与日数は採用月により異なります）
特別休暇 あり ※夏季・結婚・忌引休暇等
- 報酬 月額 6,255円から7,317円（経験年数による）
- 期末手当 あり 年2回（6月・12月） 在職期間に応じて支給
- 通勤費 あり（通勤方法・距離により異なります）
※採用日が月途中になる場合は翌月から支給
- その他 条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務に係る報酬などが支給されます。
- 保険等 雇用保険・労災保険・共済（健康保険）・厚生年金
- 服務 地方公務員法に規定する服務の規定が適用されます。

条件付採用

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

受験資格

地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

申込方法

- ・最寄りの公共職業安定所または教育委員会幼児課（0749-65-8607）にお申込ください。

試験

面接試験

日 時：随時

場 所：長浜市役所本庁舎 5階

*当日、受付後に簡単な志望調書を作成いただきます。

持ち物：①、②共通

履歴書（顔写真貼付）、筆記用具

①の人は共通分に加えて、保育士証の写し、幼稚園教諭免許状の写し（再授与をされた人は、再授与後の教員免許状の写し）

②の人は共通分に加えて、幼稚園教諭免許状の写し（再授与をされた人は、再授与後の教員免許状の写し）

問い合わせ先

長浜市教育委員会 幼児課

電話 0749-65-8607（直通）